

## 事業者支援及び女性活躍推進に関する協定書

(解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定を解約する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携・協力事項の実施に当たり知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

佐賀市（以下「甲」という。）及び株式会社マクアケ（以下「乙」という。）は、佐賀市内の事業者支援及び女性の活躍推進について、相互の連携・協力を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、協力することにより、中小企業、農林水産業者等のスタートアップや商品開発、販路開拓を支援するとともに、女性活躍の推進等に取り組み、地域活性化に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。

- (1) 事業者のスタートアップ・商品開発等のチャレンジ支援に関すること
- (2) 女性活躍の推進に関すること
- (3) その他、地域活性化に関すること

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

令和4年11月15日

甲 佐賀市栄町1番1号

佐賀市

佐賀市長

佐野 勇三

乙 東京都渋谷区渋谷2丁目16番1号

Daiwa 渋谷宮益坂ビル10F

株式会社マクアケ

代表取締役社長 中山 亮太郎

署名代理

取締役 玉川 仁介